

9

## 第6回総会議事録

(令和5年12月22日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第6回総会 議事録	
日 時	令和5年12月22日（金曜日）14時00分～15時37分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 14名 出席農業委員数 12名 欠席農業委員数 2名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第2号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第3号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第5号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>3 その他</p> <p>市施策等についての意見・要望のとりまとめについて</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>19号 許可相当</p> <p>20号 許可相当</p> <p>21号 許可相当</p> <p>第2号議案</p> <p>20号 承認</p> <p>21号 承認</p> <p>22号 承認</p> <p>第3号議案</p> <p>37号 承認</p> <p>38号 承認</p>

	39号 承認 40号 承認 41号 承認 42号 承認 43号 承認
	第4号議案
	戸塚15-16 承認 戸塚15-08 保留 戸塚15-09 保留
	第5号議案
	7号 承認 8号 承認 9号 保留 10号 保留
	第6号議案
	9号 承認

### 議事

事務局	(開会 14時00分) 会長欠席のため、農業委員会会議規則により矢島会長職務代理が議長になる。 出席委員数報告。
議長	第6回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は12名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第6回総会を開会いたします。議事録署名人は、安西委員と宮森委員にお願いします。
議長	それでは議題に入らせていただきます。 第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井豊委員	<第1号議案第19号を朗読> 善隣館幼稚園から南東に80mの調整白地です。譲受人が購入し、幼稚園敷地にするものです。譲受人は、園児が泥遊びなどの土に触れられる活動を計画しており、そのための園舎から目視でき、安全に行き来ができる土地を探していました。申請地は、計画に必要最低限の面積となっています。 申請地の東側及び南側は道路、北側は畑、西側は幼稚園敷地です。境界はブロック塀で囲み、東側及び南側及び北側は、ブロック塀の内側にネットフェンスを設置します。 場内は舗装せず、土の転圧はしません。 雨水は自然浸透で処理します。周囲の農地に影響はありません。御審議

	をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 1 号議案第 19 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案第 19 号については、許可相当とします。
議長	次に、第 1 号議案第 20 号議案を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 1 号議案第 20 号を朗読>
石井勝委員	議案の詳細については清水推進委員から説明します。
清水推進委員	市営地下鉄ブルーライン下飯田駅から南東へ約 500m の調整白地 1 筆です。譲受人が自己住宅を建築するために転用申請を行うものです。周囲に農地はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 1 号議案第 20 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案第 20 号については、許可相当とします。
議長	次に、第 1 号議案第 21 号議案を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 1 号議案第 21 号を朗読>
石井豊委員	上飯田小学校から西に約 500m の農振白地です。送電線の鉄塔の建て替えを行うに際し当該地を使用するものです。一時転用のため、工事完了後は農地に復元します。鉄塔の周囲が一部農地となっているため、やむを得ず申請地を転用するもので、計画達成のための必要最低限の面積となっています。
奥村委員	周囲の農地に支障はありません。
	先ほどの説明で工事費が約 15 億ということですが、どれくらい大規模な工事になるのか教えてください。
事務局	提出された見積りでは全部で 15 億ですが、今回の申請地がメインの建て替えの場所ではなくて、隣の敷地の送電線の整備でもなく、塔自体を建て替えるのでこのような額になるとされています。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 1 号議案第 21 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案第 21 号については、許可相当とします。

議長	次に第2号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第2号議案第20号を朗読> 相鉄いずみ中央駅から北へ約650mの農振白地です。平成4年頃から資材置場として法人へ賃貸しており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第20号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第2号議案第20号については、承認とします。
議長	次に、第2号議案第21号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員	<第2号議案第21号を朗読> 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	みなみ幼稚園から北東に約350mの調整白地です。平成2年頃から、奥にある家屋の進入路の一部として使われており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第21号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第2号議案第21号については、承認とします。
議長	次に、第2号議案第22号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第2号議案第22号を朗読> 議案の詳細については清水推進委員から説明します。
清水推進委員	相鉄ゆめが丘駅から北東へ約550mの農振白地です。少なくとも平成19年以前より山林化しており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第22号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第2号議案第22号については、承認とします。
議長	次に第3号議案「相続税・贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営

	を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島委員	<第3号議案第37号を朗読> 飯島中学校から南東へ約200mの生産緑地1筆です。大根等の露地野菜と柿等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	第3号議案第37号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案第37号については、承認とします。
議長	次に、第3号議案第38号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員 相澤推進委員	<第3号議案第38号を朗読> 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。 認定こども園はら幼稚園から北東に約100mの生産緑地4筆です。露地野菜とみかんを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	第3号議案第38号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案第38号については、承認とします。
議長	次に、第3号議案第39号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 根本委員 鈴木勇次推進委員	<第3号議案第39号を朗読> 議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。 釜利谷小学校から北東に約300mの生産緑地4筆1団地です。ネギ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	第3号議案第39号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案第39号については、承認とします。
議長	続きまして、第3号議案第40号・41号について審議します。事務局から説明をお願いします。なお、関係委員のため、小宮推進委員はいったん退出をお願いします。

### 【小宮推進委員 退室】

事務局

矢島委員

<第3号議案第40号・41号を朗読>

小雀小学校から南西に約300mの農振白地2筆1団地及び中田中学校から北へおよそ800mの農用地4筆1団地、ほか農用地5筆1団地の計12筆3団地です。大根、ブロッコリーなどの露地野菜及び植木苗木を栽培しており、肥培管理は良好でした。中田町については森委員から説明をお願いします。

森委員

矢島委員

中田町についても肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。

大正中学校から南へ約430mの生産緑地1筆、ほか生産緑地4筆2団地の計5筆3団地です。主に小麦を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御意見はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第40号及び第41号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第3号議案第40号及び第41号については、承認と決定します。

### 【小宮推進委員 入室】

議長

事務局

矢島委員

次に第3号議案第42号を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第3号議案第42号を朗読>

千秀小学校から北西に約170mの農振白地2筆1団地です。大根等の露地野菜及びキウイ等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御意見はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第42号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第3号議案第42号については、承認と決定します。

議長

事務局

安西委員

次に第3号議案第43号を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第3号議案第43号を朗読>

新橋宮古公園から西へ約180mの調整白地1筆、新橋天神の森公園から南へ約100mの調整白地5筆及び国際親善総合病院から南西へ約100mの農振白地1筆です。小松菜、里芋及びネギなどの露地野菜と湘南ゴールド等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御意見はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第43号について、承認とすることに異議なしとする方は挙

	手をお願いします。 (総員挙手)
委員 議長	総員挙手と認め、第3号議案第43号については、承認と決定します。
議長	次に第4号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第4号議案 戸塚15-16を朗読> 相鉄いずみ野駅から南東へ約250mの農用地4筆です。ネギなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第4号議案 戸塚15-16について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議 戸塚15-16については、承認と決定します。
議長	次に第4号議案第戸塚15-08、戸塚15-09を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案戸塚15-08、戸塚15-09を朗読> この2件については、現地確認をしたところ今回保留とさせていただきたいと思います。
議長	第4号議案 戸塚15-08及び戸塚15-09について、保留とさせていただきます。
議長	次に第5号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島委員 小宮推進委員	<第5号議案第7号を朗読> 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 保野公園から南西へ約550mの農振白地2筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和6年1月10日から令和6年1月15日を予定しています。御審議をお願いします。
石井豊委員	窪地ということですが、盛り土をした後は周辺の畑とほぼ同じ高さということでしょうか。
小宮推進委員	周辺に畑がないんです。周りは産廃業者のような業者が使っているので、他の農地に迷惑がかかるというようなことはないです。
事務局	補足させていただくと、7ページの地図で斜線で囲まれている場所が今回の造成範囲になるのですが、その範囲の西側に所有者の栗畑がございます。今はこの部分だけ窪地になっているので、ここを埋めて栗畑と一体として使いたいというような計画になっております。
	また、今質問をいただきました同じような高さになるのかということについては、本当は同じくらいの高さにしたいという希望は聞いているので

	ですが、農地造成は2mの高さまでしか土を盛れない一方で周りと同じ高さにようとすると2m30cmとか3mくらい盛る必要が出てきてしまうので、今回2mいっぱいで盛って30cmほどの段差ができてしまうが栗林として使いたいという計画になっております。
小宮推進委員	30cmの段差の法面にも栗を植えるという話です。また、近隣に家があるのですが、そこに越境しないように手入れはしますということです。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第5号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第7号については、承認と決定します。
事務局	次に第5号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。
金子委員	<第5号議案第8号を朗読>
小川推進委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。 下瀬谷坂上交差点から南東へ約250mの農用地1筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和6年1月6日から令和6年6月30日を予定しています。御審議をお願いします。
石井豊委員	排水改善のため2mということですが、今の地盤から2m掘り下げて土を入れ換えるということでおろしいのでしょうか。
小川推進委員	現状から30cmくらい若干盛るような感じになります。
石井豊委員	以前、上飯田の畑を現地調査しているときに、近隣の人から、下にガラを入れられて雨が降ると下に水が抜けなくなつて周辺の農地に水が吹き出すという話を聞いたのですが、こういう場合、入れる土を農業委員会は指定をできないのでしょうか。
事務局	一応、耕作に適した土ということを農業委員会からは指導しているのですが、どこから持ってきた土じゃないとだめですといった具体的なところまでは指導できていません。
石井豊委員	上のほう40cm50cmは耕作に適した土の中はガラ等になっているというのは私も見ているので多少心配ではありますけれど。
事務局	農業委員会のほうで月1回程度、現在進行形で農地造成している場所は全て農地造成パトロールを行っておりまして、すでに埋まってしまっている所は見られないですけれど、基本的にはそういう中はガラが入っていないか監視して回っています。なので、許可を出してしまったら全く見ないというわけではないことを御認識していただければと思います。
石井豊委員	また、数字として掘る深さは、今回の計画では1.7m掘ったうえで2mの土を入れますので、地上部分は30cm高くなるという計画になっております。
	わかりました。厳しく見ていただきたいと思います。農地が建設残土の受け入れ場所になってしまっては困るので、農地に適した土が入るのなら

事務局

いいのですがガラとか、最近はないようですが畑を買って掘ってみたら下がガラばかりだったみたいなことがあったようなので、パトロールよろしくお願ひします。

石井豊委員

農地造成については石井豊委員から御質問、御意見いただいたように場合によっては土が重要な要素になると考えております。昨年飯田で造成中一部ガラが混じっていることが分かり、直接前任の野渡元農業委員をはじめ近隣の方々と業者に御指導いただいたという経過がございます。その結果、一部ガラ交じりの土は石を取り除いて排出するにはかなりのコストがかかることから、バケットで土等をふるいまして耕作に適するまで戻していくという経過もございます。是非造成中の現場で動いている所がありましたら確認していただきたい、何かあれば早めに動いていただきたいと思います。場合によって、土の搬出元はという話がありましたが飯田の場合はそういったことがありましたので、一時搬入を停止した経過があります。そして引き続き搬入する土については事前に搬出元まで確認に行きまして耕作に適した土かどうかを確認して工事の再開をしました。

奥村委員

早めにチェックしないとお山になってからガラを取り除いてくれと言っても費用的に無理だとか言う話になってしまふので、こまめにチェックしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局

今の石井委員の話に繋いでになりますが、これまでの農地造成には搬出土はどこに捨てて、搬入土はどこから持ってくるかというところまで御報告いただいたということですが、それはもう今はチェックしなくなつたのですか。

議長

申請では、委員会の中でチェックしていく、今回の報告からは漏れていただけです。今回の申請に関しましては、搬出元は泉区和泉町にございます事業者が持っている土地から建設するときに出た土を持ってくることになっております。また、搬出先は戸塚区俣野町にあります事業者に持っていく計画になっております。

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

委員

第5号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第5号議案第8号については、承認と決定します。

議長

次に第5号議案第9号及び第10号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第5号議案第9号、第10号を朗読>

この2件については、今回保留とさせていただきたいと思います。

議長

第5号議案第9号及び10号について、保留とさせていただきます。

議長

次に第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明に

事務局  
安西委員

について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

＜第6号議案第9号を朗読＞

上矢部第四公園から北西へ約80mの生産緑地2筆です。令和2年に腰及び首の手術をした後、体力が衰えてきていました。これ以降、家族に耕作の指示を行い管理してきましたが、令和5年1月に亡くなりました。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員  
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第6号議案第9号については、承認と決定します。

議長  
事務局  
議長  
事務局

次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

＜報告事項第1号から第4号まで一括で報告＞

報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。

御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。

＜市施策等についての意見・要望のとりまとめについて＞

・スケジュール周知（昨年同様、12月に用紙配布、1月総会で意見・要望提出）

議長

以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。

御意見がないようでしたら、これをもちまして第6回総会を閉会といたします。

(閉会 15時37分)

## 令和5年12月22日開催 第6回総会出席状況

### 【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豪	会長	欠席	
2	矢島 寛	会長職務代理者	出席	議長
3	森 雅則		出席	
4	田中 豊		出席	
5	石井 勝		出席	
6	金子 秀喜	連合会理事	出席	
7	石井 勝則		欠席	
8	奥村 玄		出席	
9	石井 豊		出席	
10	根本 和正	連合会理事	出席	
11	安西 八幸		出席	議事録署名人
12	宮森 和之		出席	議事録署名人
13	鈴木 宏	連合会理事	出席	
14	廣瀬 豊		出席	

### 【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮 藤正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		欠席	
6	角田 雅久		欠席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、幡野事務職員、山本(玲)事務職員